

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年4月22日

北空知4町地域公共交通活性化協議会
会長 名苗 拓央

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務

(2) 業務の概要

ア 目的

北空知4町（妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町）地域の公共交通は、路線バス（沼田線、北竜線、深滝線など）による通学、通院などを中心とした生活交通として利用されているほか、JR留萌本線（深川・留萌間）、北海道中央バスによる高速るもい号（札幌・留萌間）、沿岸バスと道北バスの共同運行による留萌旭川線（留萌・旭川間）といった振興局を跨ぐ広域交通も運行されているが、JR留萌本線は、「JR北海道が自社単独では維持することが困難な線区」と位置づけられ、沿線自治体の協議が継続しており、北海道中央バス「滝川北竜線」の廃線が予定されているなど、利用者の減少や乗務員不足などにより地域交通の維持確保が難しくなっている。

さらに、昨年からの新型コロナウイルスの影響により、これまでどおりの交通事業者による事業運営が厳しい状況となっている。

こうした中、昨年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「北空知4町地域公共交通計画」を作成する。

イ 内容

北空知4町地域の課題等を踏まえ、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者へのヒアリング等を行うとともに、地域の利用者にとって利便性が高く真に必要なとされる路線を地域関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「北空知4町地域公共交通計画」を策定する。

なお、計画は、町を跨がるJRや路線バスだけでなく、妹背牛町、秩父別町及び沼田町の町内交通（フィーダーも含む）のあり方も含めて策定するが、北竜町は、令和2年度に「北竜町地域公共交通計画」を策定していることから、北竜町内交通は、その計画に基づくものとし、その調査結果の活用も想定することとする。

また、策定に当たっては、JR留萌本線沿線自治体会議における検討状況を踏まえたものとする。

ウ 履行期限（契約期間）

委託契約締結の日（6月上旬を想定）から令和4年3月30日（水）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されてい

- る者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課主査（地域政策）
北空知4町地域公共交通活性化協議会事務局
電話番号 0126-20-0146（直通）
FAX 番号 0126-25-8144

(2) 参加資格の審査

- ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- （ア）申請期限 令和3年（2021年）5月6日（木）17:00（必着）
- （イ）申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の9時から17時まで）
- （ウ）申請場所 上記（1）担当部局に同じ。
- （エ）提出部数 1部
- イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

- ア 参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。
- （ア）提出期限 令和3年（2021年）5月24日（月）17:00（必着）
- （イ）提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送（簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の9時から17時まで）
- （ウ）提出場所 上記（1）担当部局に同じ。
- イ 企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。（日時及び場所等は別途通知する）

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査（書面）を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計等の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は「企画提案指示書」などによる。
- (4) 関連情報に係る照会窓口は3-(1)担当部局に同じ。